

G20愛媛・松山労働雇用大臣会合推進協議会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、G20愛媛・松山労働雇用大臣会合推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、2019年に愛媛県松山市で開催されるG20愛媛・松山労働雇用大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成功に向けて、官民が一体となり、受入態勢の確保など開催支援に取り組むとともに、愛媛の多彩な魅力の発信等によって、今後の地域経済の活性化につなげることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大臣会合に対する支援、協力及び受入れに向けた準備に関する事。
- （2）関係団体及び機関との連絡調整等に関する事。
- （3）大臣会合に関連した広報・啓発等に関する事。
- （4）大臣会合関連事業の企画及び実施に関する事。
- （5）その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関する事。

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- （1）県及び松山市の議会の代表者
- （2）関係機関又は関係団体を代表する者
- （3）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、愛媛県知事をもって充てる。

2 副会長は、松山市長をもって充てる。

3 監事は、会長が委嘱する。

（役員職務）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

3 監事は、事業の執行状況及び会計について監査し、必要があるときは、会長に対し意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、協議会が解散するまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員等に就任した者が、その属する団体において就任したときの役職を離れたときは、当該委員等の任期は当該役職にあった日までとする。
- 3 前項の規定により委員等が欠けたときは、前任者の属していた団体において当該者の後任となった者が委員等に就任するものとする。

(顧問)

第9条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が国会議員の中から委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ、協議会に助言を行う。
- 4 顧問の任期は、前条の規定を準用する。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める事項
- 3 総会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 6 会長が必要と認める場合には、委員に対し、書面により賛否を求め、その回答をもって、会議の議決に代えることができる。

(専決処分)

第11条 会長は、総会を招集する暇がないとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

(部会)

第12条 第3条に掲げる事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じて、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課G20労働雇用大臣会合推進室に、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度等)

第15条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 協議会の会計処理は、会長が定めるもののほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の例による。

(解散)

第16条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

- 2 協議会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決に基づき処分する。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、2018年 月 日から施行する。
- 2 協議会の設立した年度における会計年度は、第15条第1項の規定にかかわらず、協議会の設立した日から2019年3月31日までとする。
- 3 この会則は、協議会が解散した日に、その効力を失う。